

1 河川基金助成事業

河川基金では、川や流域に関する様々な調査・研究、市民団体などの川づくり活動、学校における河川・水教育の取り組みを支援しています。

基金のメニュー

河川基金では、よりよい“川づくり”に役立つ様々な研究や活動を支援。
助成対象者別に以下の3部門を設定。

研究者・研究機関

■助成額■
300万円～
20万円



対象：大学、高専、独立行政法人等の研究機関とそれに属する研究者
※学校のクラブ活動に対しての助成あり

川づくり団体

■助成額■
500万円～
30万円



対象：公益法人等、特定非営利活動法人、河川協力団体、任意団体、その他

学校

■助成額■
50万円～
10万円



対象：幼稚園、保育所、認定こども園等、小・中・高等学校、特別支援学校等

基金の内容

河川基金の「研究者・研究機関部門」「川づくり団体部門」「学校部門」の内容について、以下に示しています。

研究者・研究機関部門

「川づくり」や河川管理への貢献が期待できる調査・研究（以下「調査・研究」と言う）を行う大学、高等専門学校、公益法人、地方公共団体、NPO 法人、任意団体、企業等に所属する研究者や学会団体に対し助成します。河川の現場を活用した調査・研究や、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる調査・研究に優先して助成を行います。また理科系（工学、自然科学等）のみではなく、法学、経済学、社会学等を含む、文科系（社会科学、人文科学）、及び文理融合の調査・研究に助成します。小中高等学校等の教員で、学校教育の現場での「河川・水教育」についての調査・研究を行う「研究者」も歓迎します。

【助成内容】

1. 研究機関に対する助成
2. 一般研究者に対する助成
3. 若手研究者に対する助成
4. ジュニア研究者（クラブ活動）に対する助成

川づくり団体部門

「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等（以下、「川づくり団体」という）に対し、その活動への助成を行います。「川づくり」団体部門は、川づくり団体の活動を支援する「流域川づくり団体」「全国川づくり団体」と設立されて5年以内の自立を支援する「新設川づくり団体」があります。川づくりに貢献する広範な活動の中でも、次世代を担う人づくりの活動に対しては重点的に助成を行います。また、新しいニーズやニーズの変化に即した新規事業、若手による取り組みや自律的展開への展望を持った活動も優先して助成を行います。

【助成内容】

1. 流域川づくり団体に対する助成
2. 全国川づくり団体に対する助成
3. 新設川づくり団体に対する助成

学校部門

身近にありながら普段あまり意識されることのない水と、その水の働きにより形成される身近な自然の事物としての河川についての学びを、学校教育において意識的に活用することで、児童・生徒が、物事を関連付けながら概念を構築し、体系化した上で体得していく学習能力の向上に役立てる、また、河川や水を学びの対象とすることで、自らの言葉で他者とコミュニケーションをする能力向上や、自然を愛する情操も同時に育むことを目指す取り組みを「河川・水教育」あるいは「河川・水の学び」と呼びます。河川基金では幼稚園・保育所・認定こども園等、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における河川・水の学びを助成しています。

【助成内容】

1. 幼稚園・保育所・認定こども園等に対する助成
2. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に対する助成

問合せ先

公益財団法人河川財団 基金事業部

TEL : 03-5847-8303

URL : <https://www.kasen.or.jp/kikin/tabid290.html>

2 環境研究総合推進費

環境研究総合推進費では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和6年8月環境大臣決定）」に示された「重点課題」やその解決に資するテーマを提示し、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究開発を行っている。

この重点課題の1つとして、気候変動に伴う自然災害の増加への対応に向け、海岸林等が本来有する防災機能等の生態系機能の評価・解明に加え、生態系をインフラとして捉えた土地利用を含めた国土デザインの提案等のグリーンインフラに関する研究提案を募集している。

事業概要

環境研究総合推進費は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を推進しています。

環境政策貢献型の競争的研究費です

環境研究総合推進費は、環境政策への貢献・繁栄を目的とした競争的研究費制度です。

重点課題やその解決に資するテーマを踏まえ、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、外部有識者等による審査を経て採択された研究開発を実施します。

環境省、プログラムオフィサー(PO)と連携して取り組みます

環境研究総合推進費の効率的・効果的な推進を図るため、平成28年10月から環境再生保全機構において新規課題の公募・採択や配分業務等を実施しています。

行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の策定および研究成果の政策への反映を行う環境省、研究内容、進捗状況の確認、研究部会における評価結果を反映するための助言などを行うプログラムオフィサー（PO）と連携して研究を実施します。

事業内容

研究対策領域は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）で示された5つの研究領域です。

推進戦略では、中長期的に（～2050年頃）目指すべき社会像を想定した上で、環境分野において今後5年程度で重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題として、16の重点課題が示されています。

推進費では、重点課題やその解決に資する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を提示した上で、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究・技術開発を実施しています。



気候変動領域

フロン類排出量の削減技術、エネルギーシステムの移行に関する環境・経済・社会的受容性の向上、適応策と他の政策とのコベネフィットの評価、気候変動の自然災害への影響、熱中症対策、気候変動に関わる物質の地球規模での循環の解明…等に関する研究・技術開発



統合領域

ライフスタイルのイノベーションの創出、環境・経済・社会を統合的に解決するローカルSDGsの実現（地域循環共生圏）、ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブを統合的に達成していく経路の提示及び実現、災害廃棄物の再生利用率の向上、気候変動・生物多様性・汚染（海洋プラスチック汚染を含む）等の環境問題とポストSDGs等を見据えた経済社会問題とのシナジーとトレードオフの課題…等に関する研究・技術開発



資源循環領域

地域循環共生圏を見据えたバイオマス等の資源からの効率的な資源やエネルギー回収・利用技術、再生プラスチックの利用拡大を可能とする解体・破碎・選別技術、循環経済への移行の進展状況の把握に資する指標開発・データ整備…等に関する研究・技術開発



自然共生領域

リモートセンシング、環境DNA解析等の新技術を活用した情報集積、鳥獣の革新的な捕獲・処理・モニタリング技術、人間の福祉との関係を含む生態系サービスの解明と地域の合意形成支援ツールの開発…等に関する研究・技術開発



安全確保領域

化学物質等の複合的なリスクによる生態・健康影響の評価・解明、越境汚染を含む大気汚染現象の解明及び気候変動との相互影響評価、花粉症等の健康影響、PFASに関する環境監視測定に資する精度管理方法の確立と標準化及びリスク評価や対策技術…等に関する研究・技術開発

問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部 TEL : 044-520-9509
URL : <https://www.erca.go.jp/suishinhi/index.html>

3 地球環境基金助成事業

地球環境基金は、「自然保護・保全・復元」、「森林保全・緑化」、「砂漠化防止」、「環境保全型農業等」、「大気・水・土壌環境保全」など環境保全の11の分野を対象として、助成を通じて民間団体の環境保全活動を支援している。

助成金概要

地球環境基金助成金は、民間団体が行う環境保全活動を資金面などで支援するもので、あらかじめ団体で設定した目標に沿って活動を計画・実施し、成果をあげていただくことで、地球環境保全に貢献することを目指す助成金です。

- ① アウトカム（成果）志向、戦略志向の助成金です。
- ② 助成活動の成果の向上のための評価制度があります。
- ③ 主な原資は公的資金です。

■対象となる団体

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- (3) 任意団体（ただし次の条件を全て満たす非営利の団体に限る）
 1. 定款、寄付行為に準ずる規約を有している。
 2. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
 3. 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
 4. 活動の本拠としての事務所を有すること。
 5. 活動の実績等からみて、要望に係る活動を確実に実施することができると認められること。

**企業
地方公共団体
は対象外**

■対象となる団体

日本国内（ハ案件）

開発途上地域（イ・ロ案件）

※開発途上地域の定義はDACによる援助受取国・地域リストに明記されている地域とします。
※イ・ロ・ハ案件は下部「活動区分」を参照してください。

■対象となる活動分野

環境保全に関する幅広い分野を対象

- | | |
|-------------------|----------------|
| a. 自然保護・保全・復元 | b. 森林保全・緑化 |
| c. 砂漠化防止 | d. 環境保全型農業等 |
| e. 脱炭素社会形成・気候変動対策 | |
| f. 循環型社会形成 | g. 大気・水・土壌環境保全 |
| h. 総合環境教育 | i. 総合環境保全活動 |
| j. 復興支援等 | k. その他の環境保全活動 |
- ※活動分野は審査の過程で変更する場合があります。

助成メニュー

		概要	助成期間	助成対象活動
通常助成	基礎型	団体の創意工夫のもと、新たな環境保全活動に挑戦しようとするものを支援	1年間	・新規性のある環境保全活動 ・活動の準備・基盤作りを行う活動等
	発展型	団体の環境保全活動を定着させ、組織の成長と社会課題解決を目指していくものを支援	最大3年間	・多様な主体との連携・協働を通じて、環境保全活動が発展するための仕組づくり等に取り組む活動 ・調査や普及啓発など既存の環境保全活動をベースに、将来の社会的インパクトの創出に寄与する活動 ・国際会議を機に国内での取組の促進を行う活動等
戦略プロジェクト	政策課題協働型	政策課題について、市民社会に期待される活動と連携して取り組むプロジェクトを支援	最大5年間	・多主体と連携し、設定された政策課題の解決を目指す活動
	地域協働型	持続可能な地域づくりに向けた地域の担い手づくり、仕組づくりに取り組むプロジェクトを支援	最大5年間	・協働体制を構築し、地域課題解決に向けた地域の担い手づくりや仕組づくりを行う活動
LOVE BLUE 助成 (企業連携プロジェクト)		(一社)日本釣用品工業会からの寄附を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業協働プロジェクト	1年間	・清掃活動など、水辺の環境保全活動

※1 上記以外に、団体の設立年数、活動実績等の要件があります。詳しくは募集案内（以下のウェブサイト掲載）にてご確認ください。

※2 本表における戦略プロジェクト（政策課題協働型）の情報は、プロジェクトの代表団体に適用されるものです。実行団体に関する情報は、2025年9月（予定）に基金ホームページにて公開予定です。

問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 TEL : 044-520-9505

URL : <https://www.erca.go.jp/jfge/>

活用事例URL : https://www.erca.go.jp/jfge/info/report/act_report/latest/area/index.html

4 耐震・環境不動産形成促進事業

民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、耐震・環境性能を有する不動産の開発・建替え・改修に係る資金調達を支援する。

事業概要

老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進します。

■事業要件

次に掲げるいずれかの事業

- ① 耐震・環境改修事業
- ② 次のいずれかの環境性能を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業
イ建物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね20%以上削減
□CASBEE Aランク以上であること等
※原則として事業後延床面積が2,000㎡以上

■対象事業者

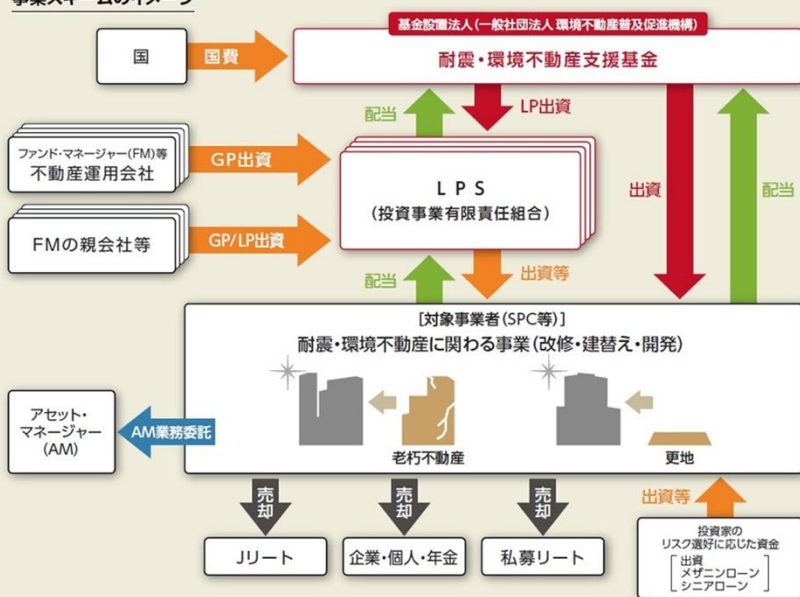
特定目的会社(TMK)、株式会社又は合同会社であって、専ら対象事業の施行を目的とするもの等

事業内容

以下の①又は②のいずれかに該当する事業。ただし、事業終了後の建築物が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される場合を除き、原則として延床面積が2,000㎡以上となる場合に限る。

- ① 現行の耐震基準に適合しない既存建築物について、改修の結果、現行の耐震基準に適合し、かつ、既存建築物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね10%以上削減することが見込まれる改修事業
- ② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業
 - イ 建物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね20%以上（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅等のヘルスケア施設、住宅、延床面積10,000㎡以上の建築物又は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、名古屋市、京都市及び神戸市以外の地域（以下「特定地域」という。）の建築物の場合にあっては15%以上。）削減される効果があること（改修事業を行う場合に限る。）
 - 建築環境総合性能評価システムによる評価がAランク以上（特定地域における現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替えの場合にあってはB+ランク以上。）であること
 - ハ 建築環境総合性能評価システムのライフサイクルCO2の評価結果の緑星表示が3つ以上であること
- 二 建築物省エネルギー性能表示制度による評価結果の星表示が、建替・開発については4つ以上、改修については3つ以上であること
- ホ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物であること
- ハ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）のうち「I.建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」を満たすこと
- ト 地方公共団体及び企業等が実施する環境評価等であって、一定の環境性能を有するものとして、基金設置法人が国土交通大臣及び環境大臣と協議の上、認めるもの

事業スキームのイメージ



※要件等の最新情報については以下ウェブサイトをご確認ください。

問合せ先

一般社団法人環境不動産普及促進機構 企画部 TEL : 03-6268-8016
URL : <https://www.kankyofudosan.jp/>